

# マイナンバーの利活用拡大のための 検討タスクフォース資料

2022年11月9日

**デジタル庁**

# マイナンバー制度は、

## 行政を効率化し、国民の利便性を高め、

## 公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

### 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

### 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



### 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

# マイナンバー制度における安心・安全の確保

## マイナンバー制度に対する国民の懸念

- ・ マイナンバーを用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が**外部に漏えい**するのではないかといった懸念。
- ・ マイナンバーの不正利用等（例：他人のマイナンバーを用いた**成りすまし**）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- ・ 国家により個人の様々な個人情報がマイナンバーをキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかといった懸念

## 制度面における保護措置

- ① 本人確認措置（マイナンバーの確認・身元（実存）の確認）（マイナンバー法第16条）
- ② マイナンバー法（※）の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（マイナンバー法第20条、第29条）
- ③ 個人情報保護委員会による監視・監督（マイナンバー法第33条～第35条）
- ④ 特定個人情報保護評価（マイナンバー法第27条、第28条）
- ⑤ 罰則の強化（マイナンバー法第48条～第57条）
- ⑥ マイナポータルによる情報提供等記録の確認（マイナンバー法附則第6条第3項）

## システム面における保護措置

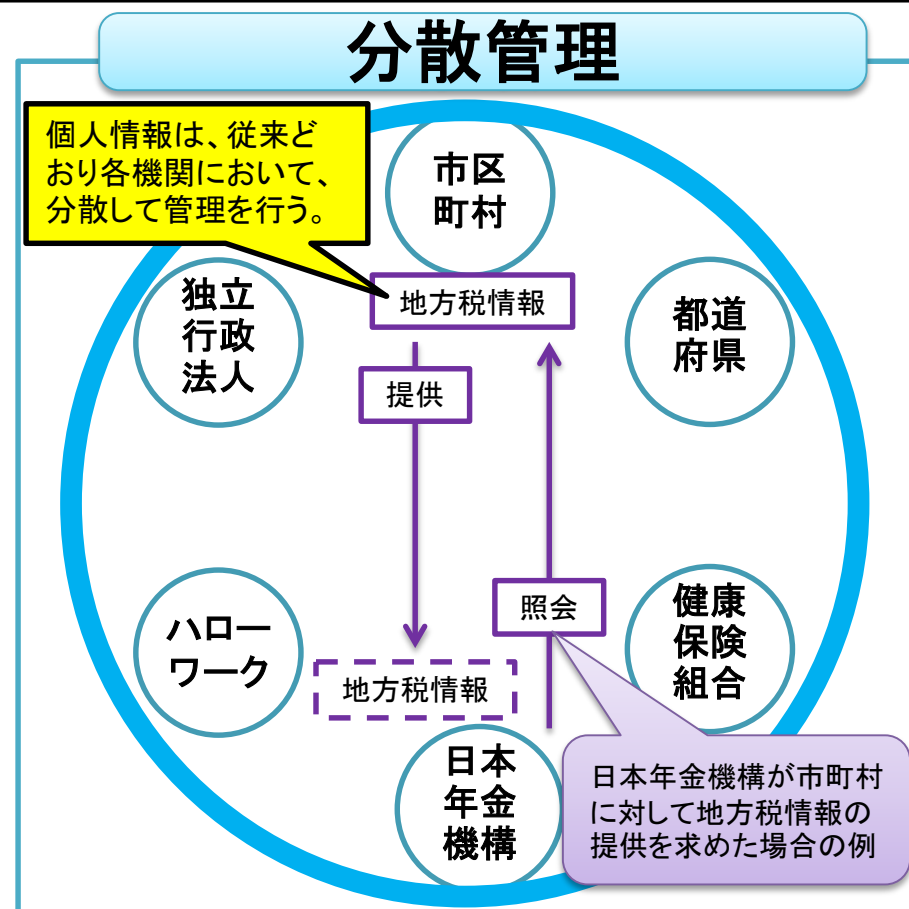
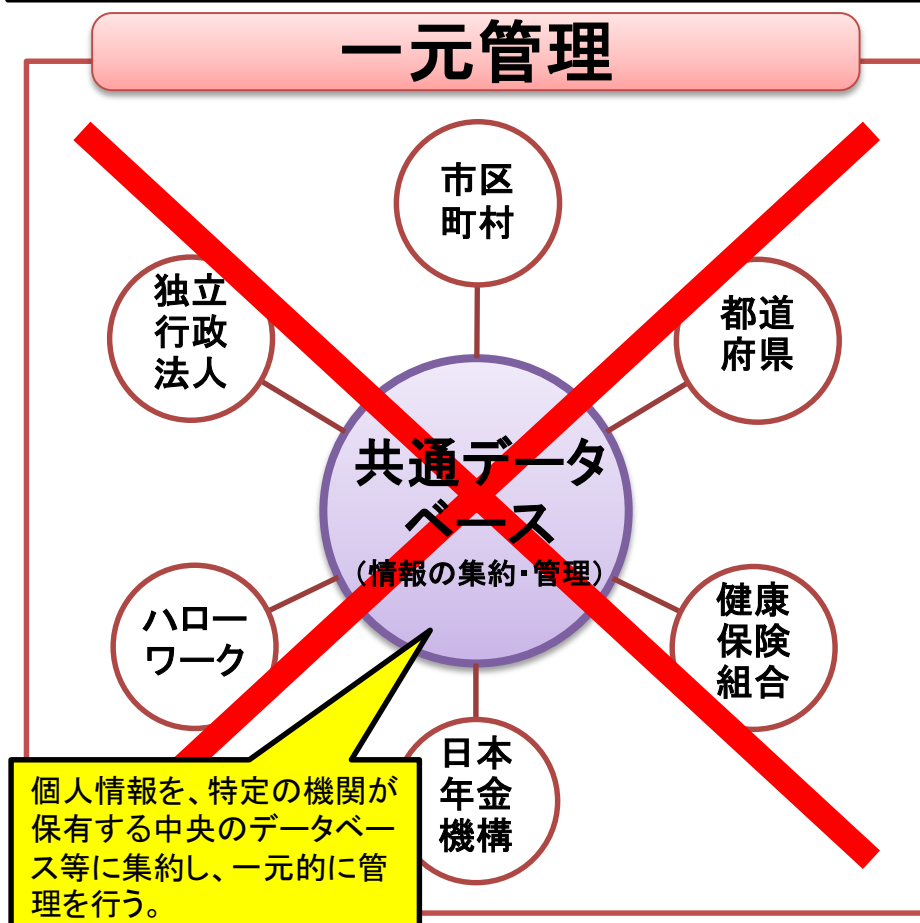
- ① 個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施
- ② マイナンバーを直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



（※）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

# マイナンバー制度における個人情報の管理（分散管理）

- ✕ マイナンバー制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『**一元管理**』の方法をとるもの**ではない**。
- マイナンバー制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、マイナンバー法別表第二で定められるもの○に限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『**分散管理**』の方法をとるものである。



# マイナンバー制度における情報連携

○各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類(住民票、課税証明書等)を省略可能とするなどのため、マイナンバー法(※)に基づき、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行う。

(※) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(2013年法律第27号)

## 1. 経緯

- ・2013年5月 マイナンバー法公布
- ・2015年10月 国内全住民に付番
- ・2016年1月～ 国税・地方税・社会保障関係手続(年金関係を除く)において利用開始
- ・2017年11月～ 情報連携の本格運用開始(約850手続)
- ・2018年10月～ 情報連携の拡充(約1,200手続)
- ・2019年7月～ 年金関係手続の情報連携の本格運用開始(約2,050手続。2022年10月現在:約2,300手続)

## 2. 情報連携の概要

住民票関係情報(続柄など住民票に記載される基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)以外の情報)

- ⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、世帯が同一であるかの審査に利用。
- ⇒住民が申請する際、住民票の写しが不要に!

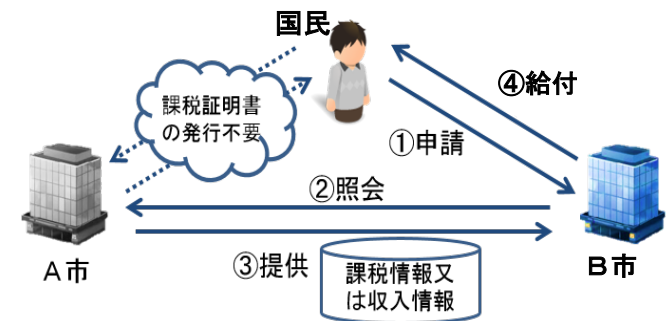
- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 健康保険法による保険給付の支給に関する事務 等

地方税関係情報(住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報)

- ⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、所得要件の審査に利用。
- ⇒住民が申請する際、課税証明書等の証明書類が不要に!

- 児童手当法による児童手当の支給に関する事務
- 介護保険料の減免の申請に関する事務 等

【事例】児童手当の申請(A市からB市に転居した場合)



# 情報連携の現状 《2017年7月18日以降の情報提供件数》

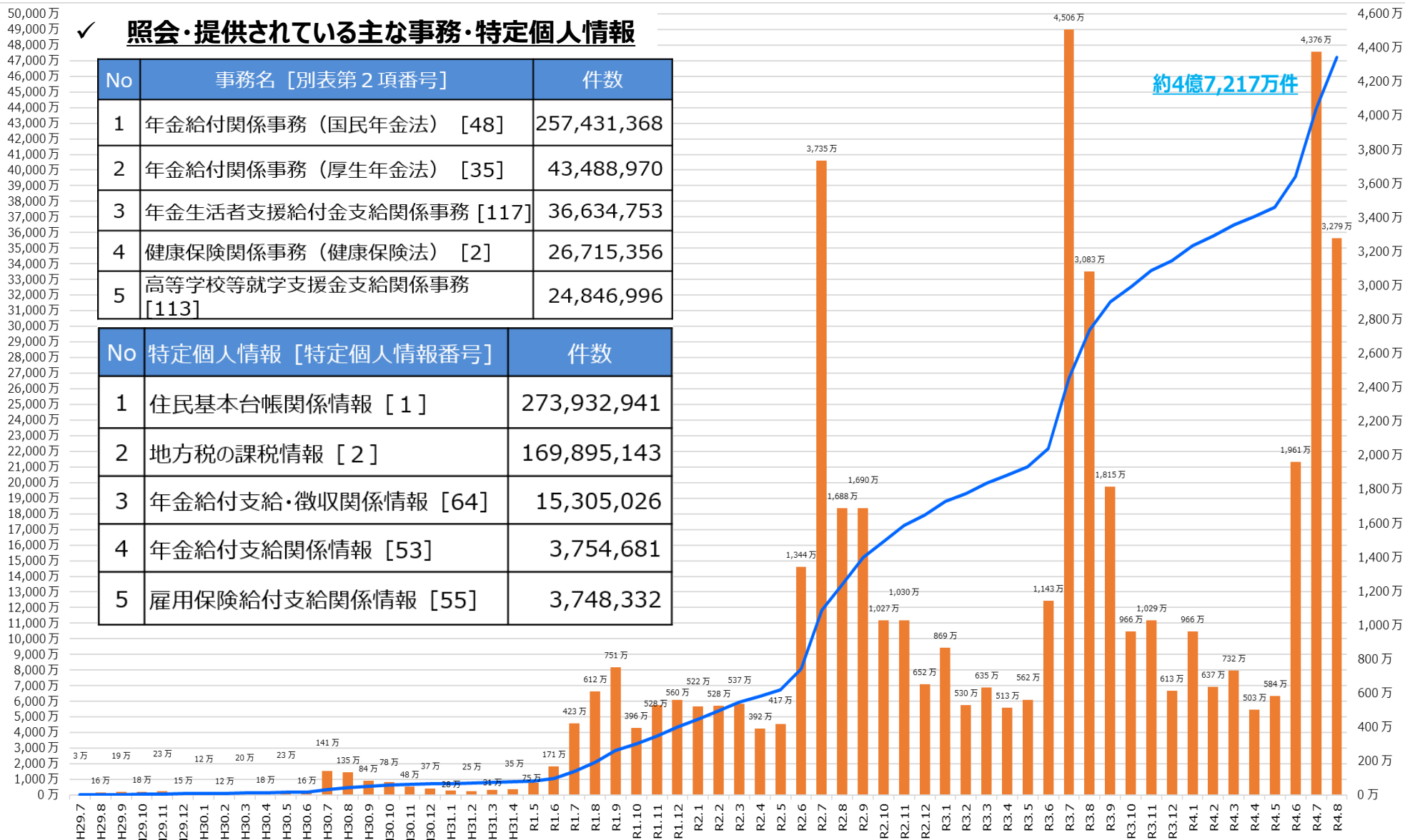
【累計】折れ線グラフ

【月ごと】棒グラフ

✓ **照会・提供されている主な事務・特定個人情報**

No	事務名 [別表第2項番号]	件数
1	年金給付関係事務 (国民年金法) [48]	257,431,368
2	年金給付関係事務 (厚生年金法) [35]	43,488,970
3	年金生活者支援給付金支給関係事務 [117]	36,634,753
4	健康保険関係事務 (健康保険法) [2]	26,715,356
5	高等学校等就学支援金支給関係事務 [113]	24,846,996

No	特定個人情報 [特定個人情報番号]	件数
1	住民基本台帳関係情報 [1]	273,932,941
2	地方税の課税情報 [2]	169,895,143
3	年金給付支給・徴収関係情報 [64]	15,305,026
4	年金給付支給関係情報 [53]	3,754,681
5	雇用保険給付支給関係情報 [55]	3,748,332



## (参考) 『デジタル社会の実現に向けた重点計画』 抜粋 (令和4年6月閣議決定)

### 第6 デジタル社会実現に向けた施策

#### 1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

##### (3) マイナンバー制度の利活用の推進

##### ① マイナンバー制度における情報連携の拡大

マイナンバーの利用や情報連携については、行政側の都合や行政縦割りの従来の発想ではなく、徹底的に国民視点（利用者視点）に立って、セキュリティの確保や個人情報保護の確保を図ることを前提に、「国民にとって利便性を感じてもらうこと」を第一に考えるべきものである。この考えは、従来の、社会保障制度・税制・災害対策の分野から利用範囲を広げることについて国民の理解を得るためには、特に重要となる。

この方針の下、トータルデザインの目指す姿に則すことを前提に、令和3年（2021年）の調査結果も踏まえ、令和4年（2022年）に、縦割りの行政事務分野の発想ではなく、①マイナンバーを利用することにより、国民自らが自己の情報や権利を証明することにより、正確かつ公正で便利な社会経済活動を行うことができるようにする観点や、②本人の状況に合った行政サービスを楽しむことができるようにする観点等、国民視点に立って、マイナンバーの利用や情報連携の範囲の在り方を考える必要がある。

よって、令和4年（2022年）から、デジタル庁を中心に、これらに関係する行政手続等の横串での精査を行い、上記の各制度を所管する関係府省庁においてマイナンバーの利用や情報連携を前提とした個々の制度等の業務の見直しを行いつつ、マイナンバー法の規定の在り方と併せて、マイナンバーの利活用の推進に向けた制度面の見直しを実施する。

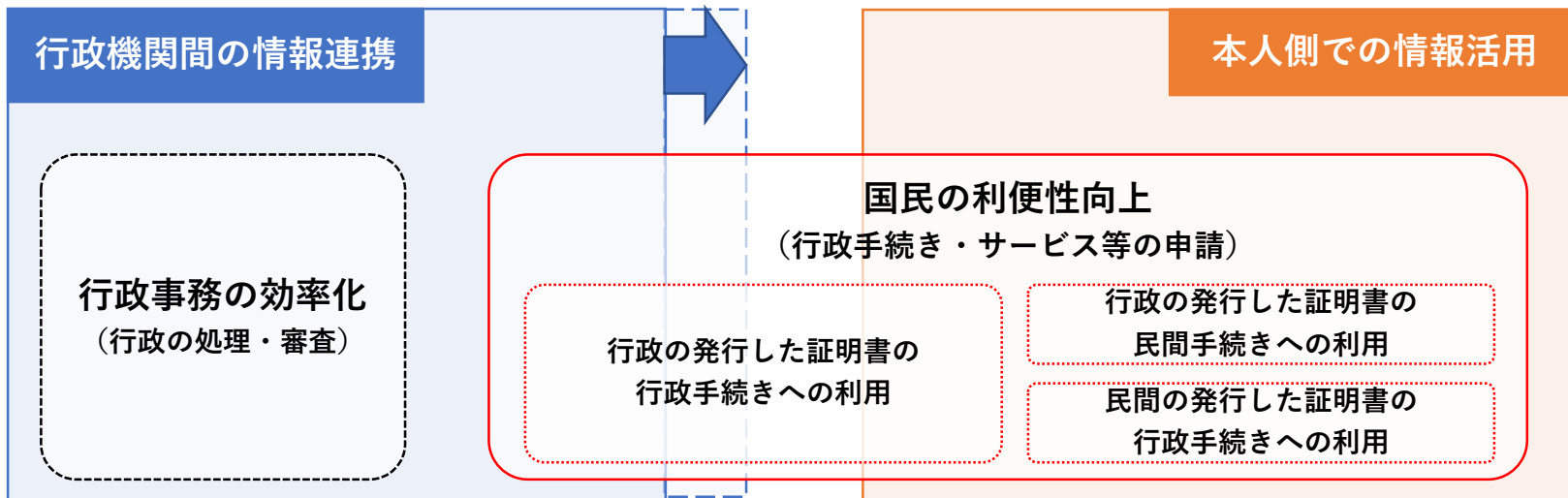
これまでに把握されている課題から、①年金などの社会保障制度や税制、災害に関する事務（例えば災害弔慰金に関する事務）など現行制度におけるマイナンバーの利用を改めて徹底するほか、②日本国内に中長期在留する外国人に関する行政手続の事務、社会保障制度や税制以外における国家資格等のデジタル化に寄与する事務（例えば保有者数の多い資格等や多くの行政手続に代理などで関与する資格等として、教員や行政書士などの資格等に関する事務）、海外に在住する在留邦人に対する行政手続の実施、このほか個人に関する属性情報を併せて登録管理しその情報の変更ごとに個別の手続等を要している事務など（例えば自動車登録に関する事務など）について、検討の具体化を進め、従来のマイナンバー利用事務からの拡大を図り、利用者のアクセシビリティを確保しつつ、デジタル完結を図る。これを前提に、各制度を所管する関係府省庁においても、国民にとって利便性を感じてもらうべく、その業務の在り方の見直しを進める。なお、トータルデザインに基づく本人を介した官民の情報活用では、現在のマイナンバー制度におけるマイナンバーやマイナンバーカードのそれぞれの役割や活用方法を踏まえて位置付けを整理する。

その上で、国民の理解を得つつ、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施し、令和6年（2024年）以降にシステム等の整備を行い、令和7年度（2025年度）までに新たな制度を施行することを目指す。

# マイナンバーを用いた行政機関間の情報連携のさらなる推進

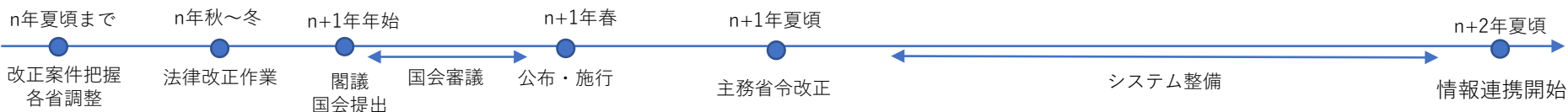
- マイナンバー制度の成立以降、社会保障制度や税制等において、公平・公正な社会を実現しつつ、国民の利便性向上、行政事務の効率化を目的に、行政機関間における情報連携を拡大。
- マイナンバーを用いた情報連携の推進について、従来の社会保障・税・災害対策の分野からマイナンバーの利用範囲を拡大する。

## 情報活用のための枠組み（これから）



- マイナンバー法の規定の在り方を見直すなど、情報連携の迅速化を図る。
- 具体的には、情報連携に必要な項目の一部を法律ではなく政省令で定めることで、新規で情報連携を行うために必要な期間を短縮する。

## 新規で情報連携を行うために必要な期間（現行）



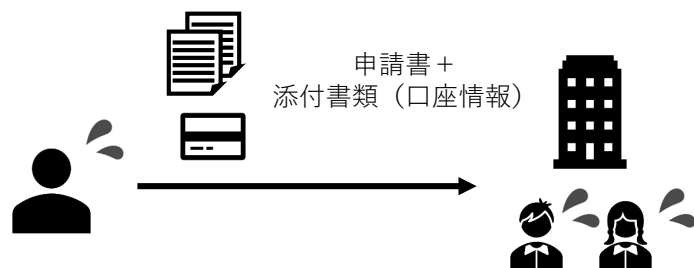
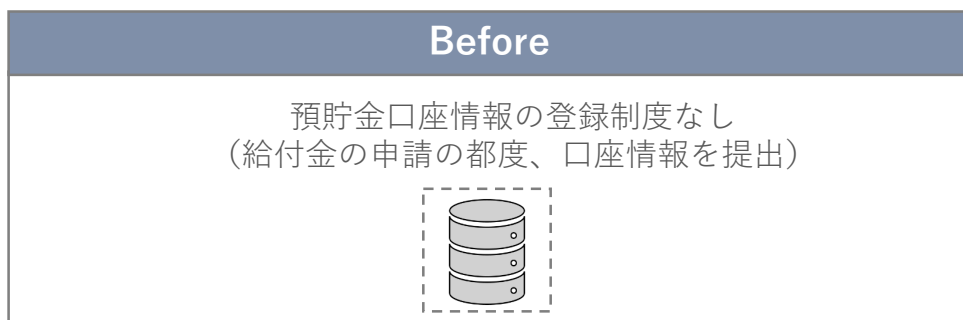
国民の理解を得つつ、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施。



# 公金受取口座登録制度の概要

- 「公金受取口座登録制度」は、国民の皆様にも、**今後の公金受取のための口座をマイナンバーとともに登録いただくことで**、緊急時の給付金をはじめ、**様々な公的給付の支給に利用できるようにするもの。**
- 3月28日より、**マイナンバーカードを利用してマイナポータルから公金受取口座の登録等が可能となっている。**
- **給付事務における登録口座情報の利用については、10月11日より運用開始**（現在150種類の給付事務で利用可能）。

※ デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年（2022年）6月7日）においては、「公金受取口座の登録を推進するとともに、行政機関による登録口座情報の利用の仕組みについて令和4年度（2022年度）中の運用開始を目指す。」とされている。

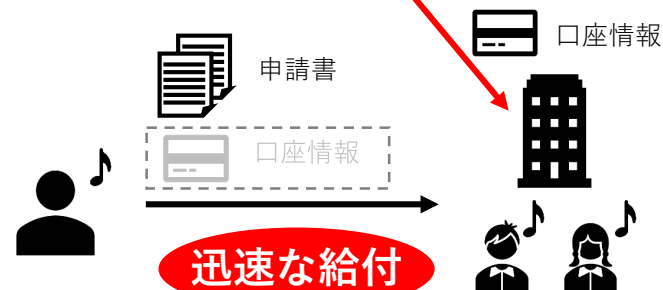


国民

行政機関等

✓ 申請書に加えて、通帳の写し等の添付書類を提出

✓ 行政機関等職員は申請書ごとに口座情報の確認作業も必要



国民

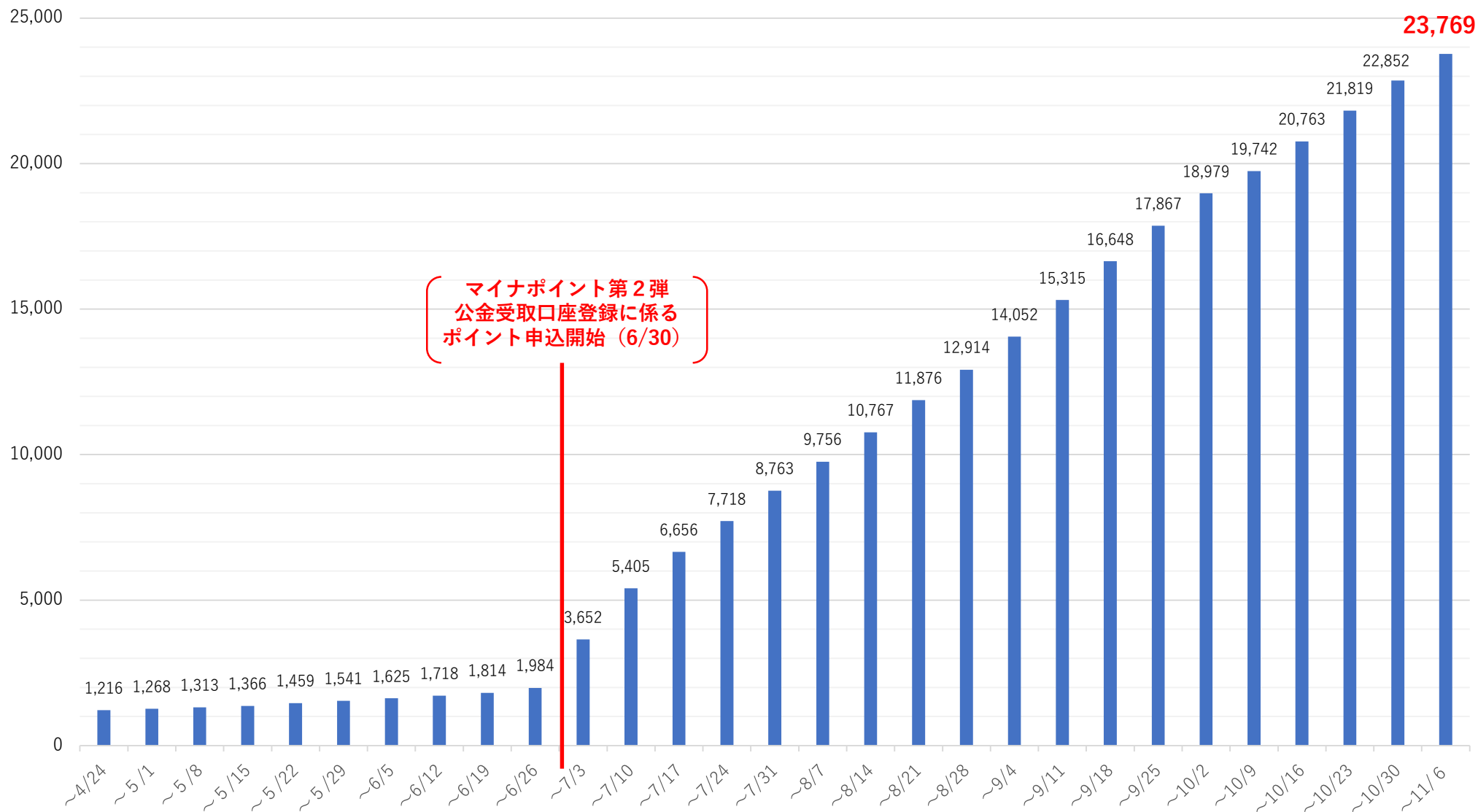
行政機関等

✓ 口座情報の記載及び添付書類が**不要**

✓ 口座情報の確認が不要となり、**給付事務が簡素化**  
✓ 登録口座は口座存在確認済みのため、**振込不能にならない**

# 公金受取口座の登録件数推移

(千件)



国民にとってより簡易な登録が可能となるように、登録方法の拡大に向けて法改正等も含め検討中。

# 特定公的給付制度の概要

## 特定公的給付

個別の法律の規定によらない公的給付のうち、**国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの**又は**経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるもの**として**内閣総理大臣が指定**。（口座登録法第10条）

【指定実績】	2021年5月19日	子育て世帯生活支援特別給付金	} 94件指定済
	2021年6月25日	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	
	2021年12月6日	子育て世帯への臨時特別給付（15歳以下分）	
	2021年12月21日	子育て世帯への臨時特別給付（16～18歳・新生児、クーポン） 住民税非課税世帯等臨時特別給付金	
	2022年6月1日	子育て世帯生活支援特別給付金	
	2022年6月30日	山梨県生活困窮者緊急生活支援金	
	2022年7月29日	地方公共団体における独自給付15件	
	2022年8月31日	地方公共団体における独自給付33件	
	2022年9月30日	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 地方公共団体における独自給付21件	
	2022年10月31日	地方公共団体における独自給付17件	

1. 給付金の支給要件確認等のために必要な情報（例えば**地方税情報**）を、**給付金の事務のために取得・利用**することができる。

➡ **支給対象者の大宗をあらかじめ特定し、申請不要で支給**を行うことも可能となる。

2. 上記の情報を**個人番号（マイナンバー）**を利用して**管理**することができる。

➡ **申請者個人を一意に特定することが可能**となり、給付事務における照合作業が簡素化。

※ 制度上は、他の市区町村が保有する税情報もマイナンバーを利用して取得可能。

# 新たな「預貯金口座付番制度」の概要

公布（2021年5月19日）から  
3年以内に施行予定

○ 預貯金者が効率的に申請を行うことを可能とするとともに、マイナンバーの紐づけによる具体的なメリットを感じてもらうことで、預貯金口座付番の実効性を高める。

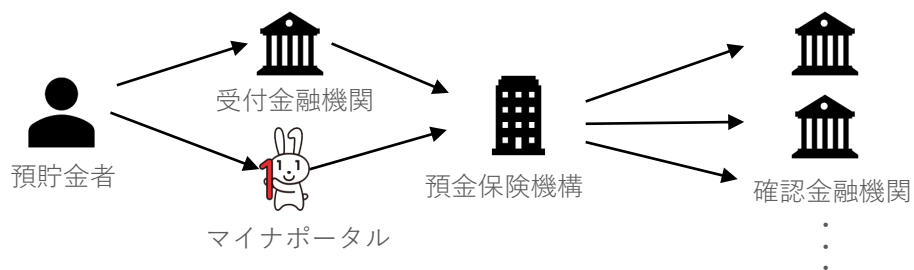
- ① 預貯金者の意思に基づき、一度に複数の金融機関の預貯金口座に付番
- ② 災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人からの求めに応じて、当該預貯金者の預貯金口座を特定する仕組み

現在



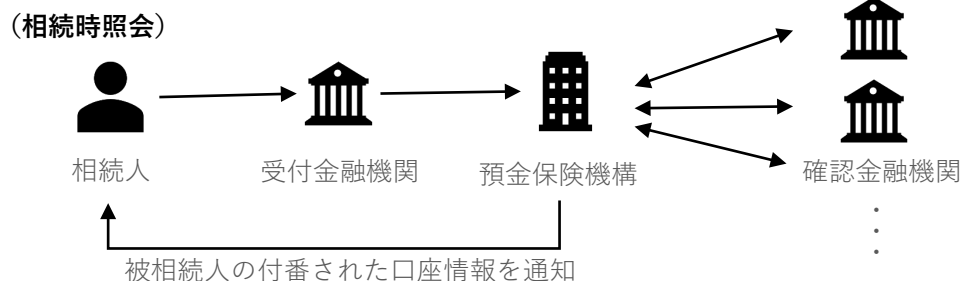
国民の付番申出は金融機関の窓口からのみで、金融機関ごとに申し出なければならない。

## ① 新たな預貯金口座付番制度



- ・金融機関だけでなく マイナポータルからの付番申請も可能
- ・預金保険機構を介して 一度に複数の金融機関へ付番が可能

## ② 災害時・相続時口座照会制度



- ・ 災害時の払戻手続や相続手続に活用することが可能

制度の施行に向けて、現在、デジタル庁・預金保険機構・金融機関においてシステムを構築中。

# — 參考資料

# マイナンバーカードの安全性

## なりすましはできない

- ✓ 顔写真入りのため、対面での悪用は困難。



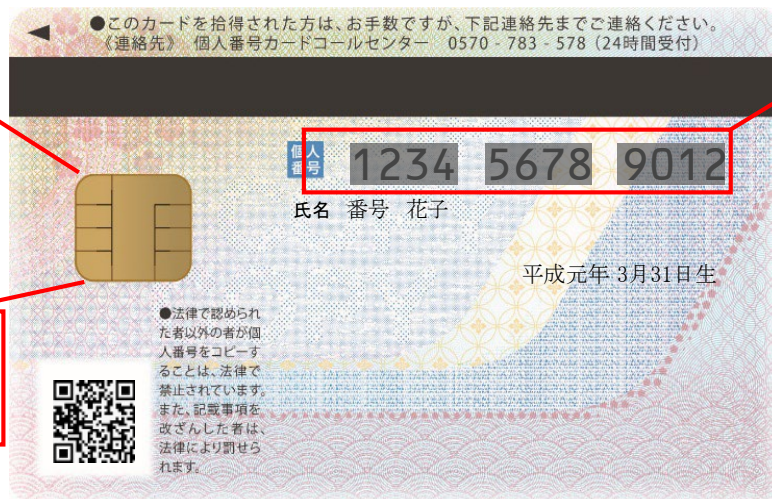
## 万全のセキュリティ対策

- 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で停止可能
- アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違えると機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み



## 大切な個人情報が入っていない

- ✓ ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されない。



## マイナンバーを見られても個人情報は盗まれない

- ✓ マイナンバーを利用するには、顔写真付き身分証明書等での本人確認があるため、悪用は困難。

## オンラインの利用にはマイナンバーは使われない

# マイナンバーカードの利用シーンの拡大

## 健康保険証としての利用

- マイナンバーカードを**健康保険証**として利用できるオンライン資格確認の運用開始(R3.10~本格運用)
- カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険の資格確認ができるほか、高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要に
- 医療機関等で本人同意の下、**特定健診情報**や**薬剤情報**の閲覧等も可能に(R3.10~)

## マイナポイント第2弾

- ①マイナンバーカード取得
  - ②カードの健康保険証利用申込
  - ③公金受取口座登録
- をすると、**最大2万円相当**のキャッシュレス決済サービスのポイントを付与
- ※①は第1弾(~R3.12.31)より切れ目無く、R4.1.1から申込付与開始(②③はR4.6.30開始)

## コンビニ交付サービス

- コンビニで住民票の写しや戸籍証明書など**各種証明書が取得可能**(R4.2.15対象人口:10,997万人)

## 民間サービスにおけるオンラインでの本人確認

- 各種オンライン決済サービスにおける口座登録、証券口座開設、住宅ローン契約等の際、マイナンバーカードを利用することで、**確実・簡便な本人確認が可能に**
- カードを利用した民間サービスの提供事業者は3年間で約5倍になるなど、着実に普及(R4.7.18現在、**民間事業者160社**がサービスを提供)

## マイナポータル

- 子育て関連手続の**申請等**をワンストップでできるサービスを提供
- 行政機関などが保有する**自分の情報(世帯情報・税・社会保障等)の確認**が可能

## 職員証・社員証としての利用

- **国家公務員**(H28.4)、徳島県庁(H29.6)で導入
- 民間企業の**社員証**としての利用(TKC、NEC、NTTcom、内田洋行、NTTデータが活用)

## マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等

- マイナンバーカードの電子証明書等を資格等の情報に紐づけることにより、マイナンバーカードを各種カード等として利用  
⇒ デジタル社会の実現に向けた重点計画(R4.6.7閣議決定)に基づく「マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表」に沿って推進
- **運転免許証**(~R7.3までに実現)その他の国家資格証、**お薬手帳**、**介護保険被保険者証**、**障害者手帳**、**母子健康手帳**、**ハローワークカード**、**在留カード**等
- マイナンバーカードを利用して新型コロナワクチンの接種証明書(電子版)が取得可能に
- マイナンバーカードの機能(電子証明書)を**スマートフォンに搭載**(Androidスマホへの搭載、R5.5.11開始予定。)

利活用シーンが拡大し、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能な社会に

# マイナポータル概要

○ マイナポータルは、「マイナンバーカードをキーとした、わたしの暮らしと行政との入口」として、オンライン申請や、行政機関等が保有する自分の情報の閲覧・取得、お知らせの通知などのサービスを提供しています。

## ぴったりサービス

子育てをはじめとする  
オンライン申請ができます  
※サービスの検索や一部の申請  
についてはマイナンバーカード  
がなくてもできます

## お知らせ

行政機関等から児童手当現  
況届や確定申告などのあなた  
に合ったお知らせが届き  
ます

## もっとつながる

(外部サイト連携)  
・ e-Tax  
・ ねんきんネット  
などにつながります



## わたしの情報

・ 税情報 (所得等)  
・ 世帯情報  
・ 予防接種の履歴  
などが確認できます



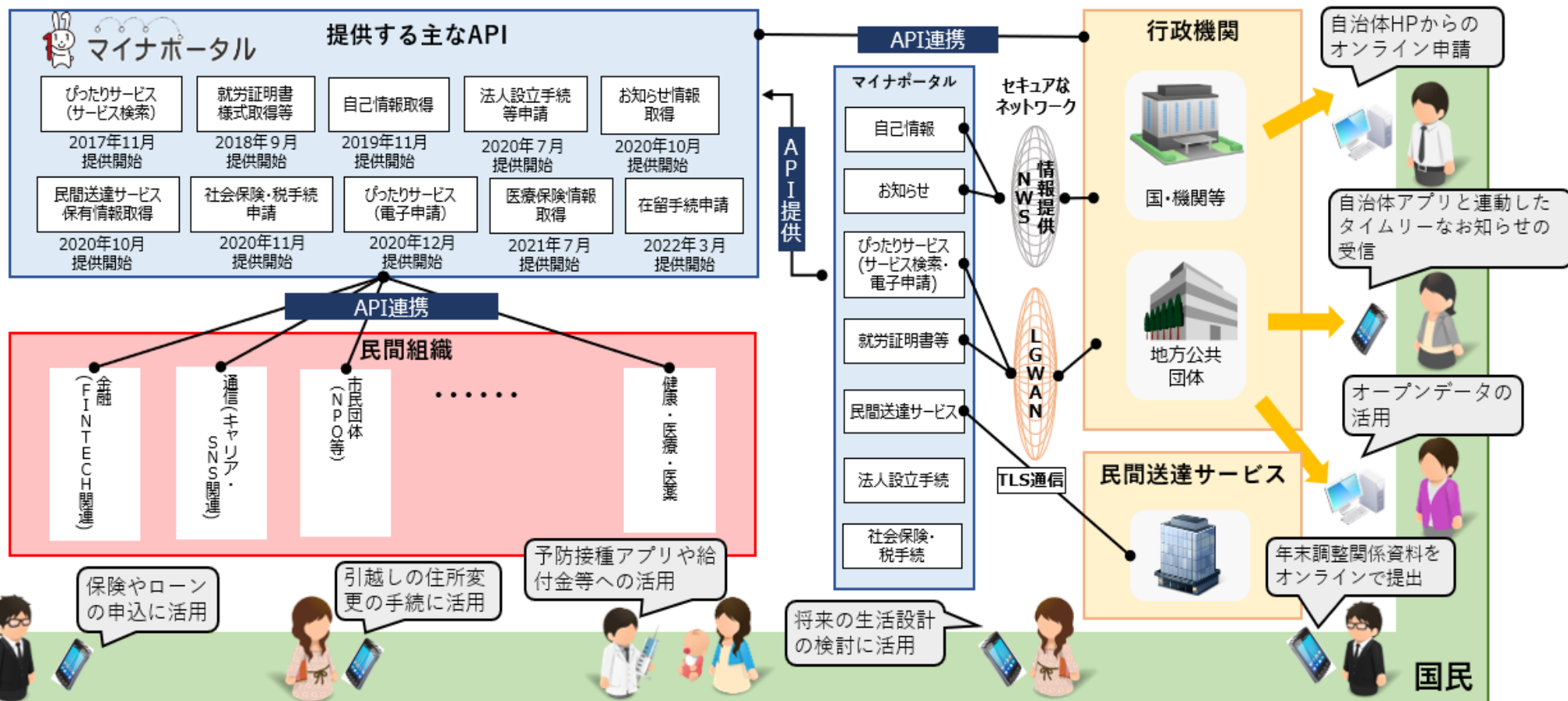
## やりとり履歴の確認

あなたの情報が行政機関で  
どのようにやりとりされた  
かチェックできます



# マイナポータルでのAPIで実現されるサービス

- マイナポータルで提供する機能を、行政機関だけではなく企業や市民団体等の民間組織に対してもAPIとして提供することで、自己情報や検索機能を活用した新たな行政サービス・民間サービスの開発につながることを期待されます。  
 ※APIとは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースの略。マイナポータルのAPIの提供は、外部のWEBサービスのシステムからマイナポータルにアクセスしてその機能を活用できるように必要な仕様等を作成し、一定の要件の下で公開するもの。



# マイナポータル利便性向上に向けた取組について

## ○ マイナポータルサービス本格運用（自己情報閲覧・子育てを中心としたオンライン申請）（平成29年11月）

この後、介護手続のオンライン申請、被災者支援関連手続のオンライン申請について自治体対応の働きかけを実施

### これまで実現した主な機能等

- マイナポータルのデザインリニューアル（令和3年6月）
- 薬剤情報・特定健診情報の閲覧機能（令和3年10月）
- 医療費情報の閲覧機能（令和3年11月）
- 確定申告におけるふるさと納税の控除証明書の連携機能（令和4年1月）
- 国民年金の加入、保険料納付免除、学生納付特例猶予の申請機能（令和4年5月）
- 診療情報の閲覧機能（令和4年9月）
- 年末調整における国民年金保険料の控除証明書の連携機能（令和4年10月）

### 当面実現予定の主な機能

- 確定申告における公的年金等源泉徴収票の連携機能（令和5年1月）
- 電子処方箋情報の閲覧機能（令和5年1月）
- 引越しワンストップサービス（令和5年2月）
- 旅券（パスポート）のオンライン申請機能（令和5年3月）
- マイナポータルのデザインを一新したバージョンのリリース（令和4年度中）

自治体に対応することが前提となるが、マイナンバーカードのスマートフォン搭載（実現に向けて事業者と調整中）により、子育て、介護を中心に、スマートフォンで完結するオンライン市役所の役割を実現